

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年3月30日

【会社名】 株式会社サイバーリンクス

【英訳名】 CYBERLINKS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村上 恒夫

【本店の所在の場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【最寄りの連絡場所】 和歌山県和歌山市紀三井寺849番地の3

【電話番号】 073-448-3600

【事務連絡者氏名】 専務取締役 佐藤 正光

【縦覧に供する場所】 株式会社サイバーリンクス東日本支社
(東京都港区芝浦四丁目9番25号芝浦スクエアビル13階)
株式会社サイバーリンクス西日本支店
(大阪市淀川区宮原四丁目1番14号住友生命新大阪北ビル3階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年3月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円20銭 総額63,892,013円

ロ 効力発生日

平成28年3月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条及び第39条の一部を変更するものであります。

新たに、補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を定めるため、現行定款第31条について条項の追加を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

村上 恒夫、佐藤 正光、東 直樹、湯川 隆志、桂 靖雄を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

水城 実、潰瀧 順一を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

豊田 泰史を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	34,192	757	0	(注)1	可決 96.04
第2号議案 定款一部変更の件	34,916	33	0	(注)2	可決 98.07
第3号議案 取締役5名選任の件					
村上 恒夫	34,032	917	0	(注)3	可決 95.59
佐藤 正光	34,418	531	0		可決 96.67
東 直樹	34,418	531	0		可決 96.67
湯川 隆志	34,415	534	0		可決 96.67
桂 靖雄	34,414	535	0		可決 96.66
第4号議案 監査役2名選任の件					
水城 実	34,594	355	0	(注)3	可決 97.17
潰瀧 順一	34,825	124	0		可決 97.82
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件				(注)3	
豊田 泰史	34,910	39	0		可決 98.06

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。